

# 空調設備改修工事一般競争入札約款

## (目的)

第1条 社会福祉法人昭和村が発注する、空調設備改修工事に関する契約に係る一般競争入札を行う場合における、入札その他の取り扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

## (入札等)

第2条 入札参加者は、社会福祉法人 昭和村 空調設備改修工事仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、関係職員の説明を求めることができる。

2. 入札書は、別記第1号様式により作成し、入札公告書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。
3. 入札参加者又はその代理人(復代理人を含む)は、入札の前に別記第2号様式による一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。
4. 入札参加者は、代理人をして入札させる時は、別記第3号様式による委任状を持参させなければならない。

ただし、年間代理人にあたっては年間委任状の写し、復代理人にあつては年間委任状の写しと復代理人委任状を提出することをもって足りる。

5. 入札参加者又はその代理人(復代理人を含む)は、当該入札に対する他の参加者の代理をすることができない。
6. 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人(復代理人を含む)とすることができない。

## (入札の取り止め等)

第3条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。

## (無効となる入札)

第4条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1)入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2)委任状を持参しない代理人のした入札
- (3)所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く)
- (4)記名、押印を欠く入札

(5)金額を訂正した入札

(6)誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である入札

(7)明らかに連合であると認められる入札

(8)同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札

(9)その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者及び落札価格の決定)

第5条 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8を加算した金額を落札価格とする。

(同価格の入札者が2人以上である場合の落札者の決定)

第6条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を決定する。

この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第7条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは再度の入札を行い、再度入札は1回を限度とする。

(契約の確定)

第8条 本件に係る契約は、昭和村役員会で可決された場合に落札決定し、確定される。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日から7日以内に入札執行者の示す契約担当者の指示に従い、契約を締結しなければならない。

(異議の申立)

第10条 入札した者は、入札後この約款、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し出ることはいできない。